

# 松戸市オープンデータの推進に関する指針

## 第1章 総則

### 1 目的

この指針は、国における公共データの活用促進のための基本戦略として策定された「電子行政オープンデータ戦略（平成24年7月4日）：高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定」や、IT・情報資源の利活用により未来を創造する国家ビジョンとして策定された「世界最先端IT国家創造宣言（平成27年6月30日）：閣議決定」、自治体クラウドの導入を始めとした地方公共団体の電子自治体に係る取組を一層促進することを目的として策定された「電子自治体の取組みを加速するための10の指針（平成26年3月24日）：総務省公表」等を踏まえ、本市が保有する情報をオープンデータとして市民（法人その他の団体を含む。以下同じ。）に公開し、公共データの自由な二次利用を促進することにより、市政の透明性及び信頼性の向上、市民生活の利便性の向上、市民協働の推進、新産業の創出並びに経済活性化を図り、もって行政の効率化に資することを目的に、オープンデータの推進に向けた基本的な考え方や取組みの方向性を示すものである。

### 2 オープンデータの定義

オープンデータとは、機械判読に適した形式で、誰もが二次利用可能である旨の著作権意思表示を行い、公開するデータをいう。

### 3 適用範囲

この指針は、松戸市行政組織条例（平成24年松戸市条例第24号）第1条に規定する部、消防局、水道部、松戸市病院事業の設置等に関する条例病院局（昭和43年松戸市条例第18号）第5条に規定する局、会計課、松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則（平成25年松戸市教育委員会規則第1号）第3条に規定する部及び教育機関、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局並びに農業委員会事務局に適用する。

## 第2章 オープンデータ推進の基本的な考え方

### 1 オープンデータ推進の意義

#### (1) 市政の透明性及び信頼性の向上

公共データが二次利用可能な形で提供されることにより、市民が自ら又は民間のサービスを通じて、本市の政策等に関して十分な分析・判断を行うことが可能になり、行政の透明性が高まり、本市への市民からの信頼を高めることができる。

#### (2) 市民生活の利便性の向上

オープンデータの活用が進展し、多様な新サービスが創出されることにより、市民が享受できるサービスの質の向上や選択の幅が広がり、市民生活の利便性が向上する。

#### (3) 市民協働の促進

オープンデータを活用した新サービスが市民主体で創出され、市民や企業等と情報共有が図られることにより、市民の市政への参画意識が高まり、市民協働が促進される。また、地域の課題解決やコミュニティの活性化に向けて、新たなアイデアを得ることが期待でき、オープンデータを活用した様々なサービスを通じて、市民が行政に関心を持ち、さらなる参加・協働に繋がる。

#### (4) 新産業の創出・経済活性化

本市が保有するデータを営利目的も含めて二次利用することを認めるものであり、オープンデータを産業活動に関する様々な分野で活用することにより、新産業の創出や企業活動の効率化、新たなビジネスの創出等が期待でき、市内経済の活性化が図られる。

### 2 基本原則

(1) 本市が保有する情報は、法令、条例等による制約がある情報を除き、積極的にオープンデータとして公開する。

(2) 費用対効果等について十分考慮し、可能なデータから速やかにオープンデータとして公開するとともに、成果を確実に蓄積する。

(3) できる限り機械判読可能で二次利用が容易な形式で公開する。

(4) 営利目的又は非営利目的であるかを問わず活用を促進する。

### 3 推進体制

オープンデータは、松戸市オープンデータ検討会議のもと全庁的な体制により推進する。

### 4 本指針の改訂

本指針の内容は、今後の国における検討及び技術の進展等を踏まえ、随時改訂していくものとする。

## 第3章 取組みの方向性

### 1 公開対象とするデータ

- (1) 本市ホームページで公開しているデータについては、原則としてオープンデータとして公開するものとする。
- (2) 本市ホームページで公開していないデータについては、市民ニーズを考慮した上で、可能なものから順次オープンデータとして公開するものとする。
- (3) 事務事業に関するデータの作成、修正等を行った場合は、当該データの公開の可否を検討した上で、オープンデータとして公開するものとする。
- (4) 防災情報や、地理空間情報、統計情報、財務情報、調達情報、白書、本市の主要施策に関する情報や積極的に広報を行う必要のある情報については、積極的にオープンデータとして公開するものとする。
- (5) 個人情報等で個人などの権利侵害に繋がる恐れがある情報や、個別法令で利用制約がある等の理由により二次利用が認められない情報は対象外とする。

### 2 公開内容

- (1) オープンデータは速やかに公開するとともに、公開したデータ内容に変更等があった場合は、最新のデータを追加するものとする。
- (2) 公開に当たっては、利用者の視点に立ちながら、明瞭性、利便性等に十分配慮する。
- (3) オープンデータは、機械判読が可能で二次利用しやすいデータ構造及び形式で公開するものとする。

### 3 公開方法及び公開基盤の整備

オープンデータは、本市ホームページに掲載することにより公開するものとし、利用者の利便性を高めるため、次の要件を備えたデータカタログサイトを整備する。

- (1) オープンデータを一覧表示すること。
- (2) 分野別やキーワード等による検索機能を有すること。
- (3) 本市ホームページにおいて容易にアクセスできること。

## 第4章 オープンデータの基本的なルール

### 1 著作権意思表示

オープンデータとして公開する情報は、二次利用を制限する具体的かつ合理的な根拠があるものを除き、原則として二次利用を認めることとし、以下の通りとする。

#### (1) 意思表示の方法

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを使用する。

#### (2) 表示ライセンス

表示するライセンスは、二次利用が可能であることを分かりやすく表示するため、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを活用し、その中でも「CC-BY」（原作者のクレジットを表示すれば、営利目的又は非営利目的であるかを問わず自由に二次利用可能）による公開とする。

#### (3) 著作物とならない情報の取扱い

著作物とならない情報（単なる事実や数値データ）については、著作権の保護対象外であり、二次利用の制限はないことを明示する。

### 2 データ構造

コンピュータで機械的に読み取り、処理して再利用することを考慮したデータ構造（タグの付け方、表の形式等）とする。

また、データの二次利用を円滑にするため、氏名や住所等の普遍的用語の記述については、国で整備を進めている情報連携用語彙データベース等に準拠することとする。

### 3 データ形式

可能な限り、特定のアプリケーションに依存しない、二次利用に適したデータ形式（XML、RDF、CSV等）で公開する。

また、文書形式や表形式などオフィスソフトで作成するデータは、極力、PDFのみでの公開は行わないこととする。

#### 4 第三者の著作権等が含まれる情報の取扱い

オープンデータの対象となるデータの全部又は一部に、外部に委託した業務の成果物や、市民・事業者から提供された情報など、第三者の著作物が含まれている場合もあるため、オープンデータとして公開することの可否並びに範囲及び利用条件等の取扱いについて、当該第三者と協議の上、可能な限り合意を得るよう事前に調整を行うものとする。

#### 5 二次利用のために必要な情報及び免責事項の表示

情報の時点や作成日、作成方法など二次利用のために必要な情報を可能な限り提供し、注意事項及び前提となる条件などを掲示する。また、公開情報を二次利用した者が作成した情報により第三者が損害を被った場合、本市はその責を負わない旨を明示する。

### 第5章 活用促進のための取組み

#### 1 利活用の取組みの方向性

オープンデータの利活用を促進していくことは、市民生活の利便性の向上など、有益な効果をもたらす重要な取組みであるため、利活用に関して積極的に検討を行うとともに、民間が行う利活用の取組みについても、連携・協働して推進する。

#### 2 利用ニーズに応じたデータ公開

##### (1) 意見等を受け付ける仕組みの整備

オープンデータに関する利用ニーズ等を把握するため、利用者の意見、要望等を受け付ける仕組みを整備する。

##### (2) 要望等への速やかな対応

利用者等から、オープンデータとして公開を求める要望等が寄せられた場合は、対象データの所管局等において速やかに対応の可否を検討し、可能な限り当該要望を踏まえた取組みを進める。

#### 3 活用事例の紹介

市民が本市のオープンデータを活用した新サービス等を創出した場合は、当該サービス等がオープンデータ推進の意義に沿うものかどうかを判断した上で、積極的に紹介する。

#### 4 先進事例の情報収集

オープンデータの利活用推進に役立つ優れた活用事例を積極的に収集し、取組可能なものは積極的に展開する。

#### 5 オープンデータの推進に適した委託・請負契約

委託・請負契約の締結に当たっては、契約の成果物をオープンデータとして公開することを考慮し、二次利用しやすいデータ形式での納品を検討するとともに、著作権等の取扱いについて、受託業者との間で問題が発生することのないよう、必要な事項を契約条項等に記載する。

#### 附 則

この指針は、平成28年8月1日から施行する。

## 《参考》

### 二次利用

データを引用・転載・加工等行うなどして利用すること。

### 機械判読

コンピュータが自動的にデータを読み取り、再利用（加工、編集等）できることをいう。

### データカタログサイト

公的データをインターネットから誰でも簡単に入手して活用でき、データの検索やダウンロードが可能なサイトのこと。

### クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

著作物の再利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするために、国際的に利用されている。

利用に関して、著作権者が「著作権者の表示をする」又は「非営利に限定する」など様々なレベルの条件を選択して表示する。

### CC-BY

クリエイティブ・コモンズによるライセンスの表記の一つ。

原作者のクレジット（氏名、作品タイトル、URL）を表示すれば、利用者が営利目的を含めて自由にデータを改変、複製、再配布することができる。

### 情報連携用語集データベース

経済産業省と独立行政法人情報処理推進機構が構築を進めている共通語彙基盤の一つ。

電子的に交換・公開される情報に用いられる用語の意味の取り違い等が起きないようにすることを目的に、用語の意味や使い方の規則、電子的な表記法などを集約するデータベース。

### XML

Extensible Markup Language の略。

多様な情報を、情報の意味と内容に分けてテキストで記述する言語で、汎用性が高く、構造化された文書やデータの共有が容易に行える。

## RDF

Resource Description Framework の略。

データの作成者やタイトル、更新日などのデータ自体に関する情報を記述する言語。  
効率的にデータの管理や検索などが行える。

## CSV

Comma Separated Values の略。

カンマでデータ内の項目を区切るテキスト形式のファイルで、汎用性が高い。

## PDF

Portable Document Format の略。

文字情報だけでなく、フォントや埋め込まれた画像、それらのレイアウト等の情報を保存できる。特定の OS や機種に依存せずに表示できる形式である。